

平成26年12月10日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成26年12月10日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（5名）

委員長 伊勢由典君  
委員 阿部かほる君 鎌田礼二君  
曾我ミヨ君 佐藤英治君

欠席委員（1名）

副委員長 小野幸男君

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君
産業環境部長	小山浩幸君	震災復興推進局長	荒井敏明君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	水道部業務課長	村上昭弘君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市民総務部 企画係長	佐藤聡志君
教育委員会教育長	高橋睦磨君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	本田幹枝君		

---

事務局出席職員氏名

事務局 長 安藤英治君      議事調査係長 鈴木忠一君

---

会議に付した事件

議案第93号 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第97号 平成26年度塩竈市一般会計補正予算

議案第102号 工事請負契約の一部変更について

議案第103号 工事請負契約の締結について

議案第104号 工事請負契約の締結について

議案第105号 工事請負契約の締結について

議案第106号 工事請負契約の締結について

議案第107号 財産の取得について

議案第108号 財産の取得について

議案第109号 財産の取得について

議案第110号 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について

議案第112号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」

を求める請願

午前10時00分 開会

○伊勢委員長 おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、2番小野幸男君の1名でございます。

きょう5人の方が傍聴者になっておりますが、傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いをいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いをいたします。

本日の審査の議題は、議案第93号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第97号平成26年度塩竈市一般会計補正予算、議案第102号ないし第106号工事請負契約の締結について、議案第107号ないし第109号財産の取得について、議案第110号塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について、議案第112号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、並びに請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願の13件であります。

これより議事に入ります。

議案第93号、第97号、議案第102号ないし第110号、第112号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例など12箇件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○伊勢委員長 ありがとうございます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 では、市民安全課のほうからは議案第93号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。資料No.1、平成26年度第4回塩竈市議会定例会議案の14ページと、資料番号4、議案資料の27ページの新旧対照表をお開きください。

資料番号1、市議会定例会議案の14ページには、条例の改正内容を記載しております。本条例は、非常勤の消防団員等の消防団活動時に発生いたしました損害補償を的確に行うことを目的とする条例でありまして、条例附則第5条第7項におきまして児童扶養手当法の条項を引用・適用しておりますが、その児童扶養手当法の一部が改正されましたことから、本市の条例内の児童扶養手当法の条項番号との整合性を図るため、いわゆる条項ずれを解消するため所要の改正を行おうとするものです。

資料番号4、議案資料の27ページ、新旧対照表をごらんください。27ページ及び28ページとも右側の表、現行の下線部を左側の改正案の下線のとおり条項番号を変更する内容となっております。

資料番号1のほうの14ページにお戻りいただき、中段ほどをごらんください。附則がございしますが、児童扶養手当法の改正施行日が平成26年12月1日となっておりますことから、本市の改正条例につきましても平成26年12月1日からの適用とさせていただきたいという内容となっております。

議案第93号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第97号平成26年度塩竈市一般会計補正予算のうち市民安全課が所管いたします飲料水兼用耐水性貯水槽整備事業についてご説明申し上げます。

説明の都合上、歳出予算から説明させていただきますので、恐れ入りますが資料番号3、塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。15ページ、16ページでございます。第9款1項3目防災費の右側の事業内訳にありますが飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業の施設整備工事といたしまして、15節工事請負費として5,702万4,000円を補正するものでございます。

財源となる歳入につきましては、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページでございます。

まず、下段の第18款1項8目繰入金の東日本大震災復興交付金基金繰入金といたしまして、説明欄の最も下になります飲料水兼用耐水性貯水槽として、4,276万8,000円を補正計上いたしております。

次に同じページの上段、第10款1項1目地方交付税の震災復興特別交付税が3億2,430万円の減額となっておりますが、飲料水兼用耐震性貯水槽分といたしましては復興交付金基金繰

入金の裏負担分とし、1,425万6,000円を増額計上いたしております。

では、事業概要をご説明いたしますので、資料番号4、議案資料の59ページ、飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業についてお聞きください。59ページでございます。

1の概要につきましては東日本大震災の際に多くの市民が飲料水に困窮いたしましたことから、飲料水兼用耐水性貯水槽を整備するもので、これは第8回復興交付金事業で採択されており、具体的な整備内容が決定いたしましたので、今回の補正予算に提案させていただいております。

2の整備内容につきましては、飲料水となる水道水を蓄えるため30立法メートルの耐震性貯水槽を1基設置するもので、設置場所は第一小学校体育館前と予定しております。なお、(4)の整備効果ではございますが、平常時に水道管の一部として機能している貯水槽が大きな地震により自動的に緊急遮断面が作動し、1日当たり1人3リットル分の水1万人分を確保できるというものになっており、これは帰宅困難者などの受け入れも想定したものとなっております。

3の需用費及び財源内訳につきましては、前段一般会計・特別会計補正予算説明書で説明したとおりの内容となっております。

4の今後のスケジュールでございますが、本定例会でお認めいただいた後は、1月工事発注、2月着工を図り、早期完成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、市民安全課の補正予算につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○伊勢委員長 本市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、市民交流センターから平成26年度塩竈市一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料No.3をご用意いただきます。

資料No.3の17ページないし18ページをお聞きください。説明の都合上、歳出のほうから説明させていただきます。こちら、第10款教育費4項6目市民交流センター費といたしまして、市民交流センター管理運営費を101万9,000円を補正計上しようとするものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページないし4ページをお聞きください。こちらの事業につきまして、口頭でご説明させていただきますので、お聞き取りを願いたいと思います。今回の補正事業につきましては、本市遊ホール協会で開催する地域の文化芸術振興事業につつま

して、これらの事業費について文化庁の補助制度を活用し、質の高い事業を多くの皆さんに提供しようとするもので、「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業」に応募申請したところ、これを採択されたことに伴い、補助金の歳入について予算化しようとするものでございます。

具体的な採択事業としましては、2月開催予定の「しおのまち音楽祭」でございます。この事業は、ピアニストで塩竈文化大使の菅野 潤さんとオーストリアのザルツブルクの音楽家の皆さんにご来演いただき、遊ホールでのコンサートを初め、市内学校や災害公営住宅の集会所など市内に出向き、アウトリーチコンサートを複数回行うものでございます。

今回の予算につきましては、こういった文化庁の補助金を充当させていただきたいと思いついて、市民交流センター費といたしまして歳入歳出同額の101万9,000円を補正計上しようとするものでございます。どうぞご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

市民交流センターからは以上です。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 財政課から、議案第97号塩竈市一般会計補正予算につきまして財政課所管部分についてご説明を申し上げます。資料No.3の補正予算説明書3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

資料No.3の3ページ、4ページでございます。一番上の欄、10款1項1目地方交付税3億2,430万円の減についてご説明を申し上げます。この3億2,430万円の減は、平成24年、25年度の復興交付金事業などの清算に伴いまして、説明欄に記載がありますように震災復興特別交付税の減によるものでございます。

同じ資料の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。一番上の欄、繰越金でございます。3億2,812万4,000円、この3億2,812万4,000円は平成25年度の決算から平成26年度の予算に繰り越したものでございます。この繰り越した金額を、先ほど3ページ、4ページの地方交付税の減に充てるというものでございます。金額のずれにつきましては、清算に伴いますもののほか、今回の12月補正で計上いたしました海岸通復興市街地再開発事業などの交付金事業の地方負担分などが、事業化に伴い新たに震災復興特別交付税として382万4,000円ほど増になったため、金額が5ページと4ページとずれておりますけれども、382万4,000円のプラスにつきましては今申し上げましたように、12月補正で計上しております海岸通の再開発事業、新浜町杉の下線の道路事業、そういったものの震災復興特別交付税の分が

プラスになったためでございます。

同じページの下段、18款1項1目財政調整基金繰入金216万7,000円につきましては、放課後児童クラブの増設準備、市内公園の遊具の撤去、介護保険特別会計への浦戸地区包括支援センターの開設に係る経費など566万6,000円から、12月補正でがん検診などの事業費の確定で充当せずに済んだ額349万4,000円を差し引きまして、繰入額を216万7,000円としたものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明をさせていただきます。21、22ページをお開きいただきたいと思っております。資料No.3の21、22ページでございます。債務負担行為の一番上でございます本庁舎電話機器賃貸借といたしまして、27年度から6年間の債務負担1,470万円を計上しております。平成27年度4月から更新するために、それらの準備期間、設置期間を踏まえて12月議会に提案をさせていただいたものでございます。

資料No.4の50ページをお開きいただきたいと思っております。資料No.4の50ページでございます。電話交換機を更新すると同時に、現在朝夕電話集中時に市民の方からのお電話に対して大分お待たせしている現状を改善するために、電話回線を壱番館庁舎と同じ光回線に切りかえ、機器の賃貸借とあわせてダイヤルイン方式へと移行したいというふうに考えてございます。このことによりまして、本庁・壱番館、あわせて今般水道部も同時に取り組むこととしておりまして、光回線での庁舎間通話料が無料となります。削減されますので、年間の経費面では年間166万円ほど軽減できるというふうに考えておるものでございます。

なお、ダイヤルインは直接担当課のほうに市民の方からお電話をいただきますので、スムーズな移行のためには5番の周知方法に記載しておりますように、広報の4月号で電話帳の折り込みなどを予定しております。また、各部・各係の電話番号を事前に周知して、名刺であるとかさまざまな印刷物、そういったものにダイヤルインの番号を入れ込むなどの準備をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

財政課からは以上でございます。

○伊勢委員長 神谷市民総務部長。

○神谷市民総務部長 同じく一般会計補正予算のうち、政策課所管に係る内容についてご説明をさせていただきます。川村政策課長、風邪のためちょっと体調を崩しておりまして、恐れ入りますが私からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案資料No.3番、一般会計補正予算説明書の21ページをお開き願います。



21ページでございます。債務負担行為の調書でございますが、今回補正計上させていただきます内容につきましては、現在運行いたしておりますNEWしおナビ100円バス運行業務委託の件でございます。これまでの契約期間が平成27年3月31日で満了となりますことから、平成27年度以降の業務委託契約に係る債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。調書の2行目に記載いたしておりますとおり、NEWしおナビ100円バス運行業務委託の契約に係る債務負担行為の限度額といたしまして4,796万円を設定し、期間を平成27年度から平成31年度までの5カ年間とするものでございます。

本事業に係ります財源といたしましては、国県支出金として平成27年度までは被災地特例といたしまして、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金として952万1,000円を、平成28年度以降につきましては県のバスの運行維持対策補助金として1,120万円、合計で国県支出金としては2,073万1,000円を見込みまして、一般財源を2,722万9,000円とするものでございます。

次に、本補正予算に係る事業の概要についてご説明申し上げます。資料番号4番の51ページをお開き願います。資料番号4の51ページでございます。

NEWしおナビ100円バスの運行でございますが、公共交通機関による市内15分総合交通体系を構築するため、市内循環線しおナビ100円バスの空白地域へ交通機関を整備し、市民生活、市域での交流活動の利便性の向上を図る目的を持って進めているものでございます。平成20年10月から12月までの無償試験運行、平成21年1月からの有償試験運行を経まして、平成22年2月から本格運行を開始したところでございます。

2の運行概要を記載しておりますが、まず現在の運行形態を基本といたしまして、運行種別としては道路運送法第4条に基づきます乗合旅客運送として、運行は27人乗りバス1台による3コース、1日4便の運行を行ってまいります。

3といたしまして、これまでの運行実績をグラフでお示しいたしておりますが、平成25年度の乗客数では4万9,334人で、1日当たり約200人、1日1コースあたりでは16.7人ご利用いただいているところでございます。なお、平成24年度から乗客数が約8,500人ほど増加しておりますが、平成23年12月から午後の1便を増便したことによるものでございます。

4の事業費及び財源内訳については、前段ご説明を申し上げたとおりでございます。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、本定例会におきまして債務負担行為の補正追加をお認めいただきました後、委託事業者の公募を12月下旬に開始いたしまして、来年1月中旬をめどに業者の選定を行い、1月下旬契約締結、平成27年4月から新たな契約に基

づく運行に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○伊勢委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 私からも、平成26年度塩竈市一般会計補正予算の教育総務課にかかわる部分についてご説明申し上げます。同じく資料3と資料4をご用意願います。

資料3の21ページでございます。こちらは、学校給食調理業務委託の債務負担行為でございます。表の5段目になります。こちら学校給食調理業務一部委託、限度額5,504万8,000円を計上してございます。委託期間は27年度から29年度の3カ年になります。財源につきましては、全て一般財源になっております。

資料No.4の60ページをお開きいただきたいと思っております。60ページでございます。本市の学校給食調理員につきましては、行財政改革推進計画等に基づきまして退職者不補充による非常勤化を進めてまいりました。このことを踏まえまして、浦戸を除く各校に正規職員2名と非常勤職員を配置することを基本として運営してまいりましたが、正規職員及び非常勤職員の中途退職が相次ぎ、安定的な運営が厳しくなっております。本市では、学校給食プランに基づきまして30年度を目途に、現在の自校方式から給食センター方式に移行する予定でございますが、センターが設置されますまでの間、引き続き安全な給食を安定的に提供する体制を確保するために、調理業務の一部を委託するものでございます

調理委託に係りまして、今後の方針ということでございますが、これまでどおり衛生管理の徹底及び学校給食の特色を生かした安全でおいしい給食の保持をしながら、事務の効率化を図ってまいります。実施期間は、先ほど申し上げましたとおり27年度から29年度の3年間になりますが、準備期間があるために今回債務負担行為を計上させていただいたものでございます。

4番の対象校の選定でございますが、第一中学校、第二中学校と中学校2校になっております。選定の理由につきましては、給食室の状況が比較的他校と比べて良好なこと、それから中学校2校とすることで学校間の連携がとりやすく、業務をシステム化しやすいということでございます。

5番の内容でございますが、事業総額は先ほど申し上げたとおり、それから2番の主な業務でございますが、調理作業、配膳作業、洗浄・清掃作業でございます。下に学校給食調理業

務フローがございます。左側に、大きく5つに分けて作業工程が書いてございます。一番上の2つ、献立作成と食材発注はこれまで通り、学校に配置された栄養士が業務を行います。こちらは従来どおりでございます。調理作業でございますが、調理作業の一番上にございませうとおり、①の献立に係る打ち合わせでございますが、これは学校の栄養士と委託調理員全員が行うものでございます。この打ち合わせを行って、調理作業に委託業者が入るような形になります。④の右側でございますが、調理作業が終わりまして最後のチェックでございますが、これは学校栄養士が行います。味付けの最終確認、不在の際は委託調理員の責任者が行うことになっております。その後、配膳作業、清掃作業、こういったものにつきまして委託業者が行うような形になっております。

6番、委託によるメリットでございますが、安全な給食の安定的な提供が行われるということ、それから2番目として事務処理の効率化が行われます。これまで何度もやめたりなんかということで、採用及び被服貸与等に係る事務処理の煩雑化が問題化されておりました。これが効率化されるということでございます。3番目として、衛生管理能力や調理技術等の発揮・活用が期待されるということで、民間事業者ならではの経験によるそういったものが期待されるということでございます。4番として、人件費の費用効果ということでございますが、これは本当に若干でございますが、費用効果が見込まれるということでございます。

7番の事業費財源につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

8番のスケジュールでございますが、今回お認めいただいた後は、1月に委託業者の決定をし、2月には保護者等への説明を行い、それから3月には引き継ぎ・研修等を行いまして、4月から委託開始となるものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 私からも、同じく一般会計補正予算の生涯学習課所管分についてご説明させていただきます。資料番号3の21ページをお開きください。

債務負担行為の追加でございますが、表の下から2段目体育施設、体育館と温水プールになります。その管理運營業務委託としまして、27年度から29年度までの3カ年間の委託料としまして2億4,690万円を定めるものでございます。財源内訳は、一般財源となっております。

具体的内容につきましては、後ほど指定管理の中で説明させていただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○伊勢委員長 阿部市民総務部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 それでは、工事請負契約、財産取得関係の議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第102号工事請負契約の一部変更についてでございます。資料No.4の66ページをごらんいただきたいと思ひます。

資料No.4の66ページでございます。第三小学校東校舎の大規模改造工事を変更するものでございます。2の契約日にありますように、平成26年6月25日議決をいただき工事を進めておるものでございますが、6の変更内容にありますように施工調査によりまして内装・外装・外廊下補修などの必要が生じたので、4の金額の欄のように変更前の契約金額2億2,032万円を1,853万2,800円増額し、変更後の金額を2億3,885万2,800円に契約変更するものでございます。なお、工期についての変更はございません。

続きまして議案第103号から106号まで、工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。説明の都合上、資料1と4をあわせてご説明をさせていただきたいと思ひます。資料No.1の34ページをお開きいただきたいと思ひます。また、資料No.4の68ページもお手元にご用意願ひます。資料No.1の34ページ、資料No.4の68ページでございます。

議案第103号浦戸地区集落再生促進施設整備工事は、寒風沢及び桂島の旧小学校を研修施設へ改修するものでございます。工事内容といたしましては、両施設とも2階に宿泊室、1階に多目的室などを整備するものでございます。玄関スロープ、トイレなどはバリアフリー化する計画となっております。10月21日に一般競争入札の公告を行いましたところ、3社から参加の申し込みがあり、11月7日に入札を執行した結果、株式会社ヤマムラ仙台支店が2億8,080万円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものでございます。なお、資料No.4の69ページには工事契約台帳を添付しておりますので、ごらんいただければと思ひます。

次に、議案第104号を説明させていただきます。資料No.1の35ページをお開きいただきたいと思ひます。資料No.1の35ページ、また資料No.4では70ページをごらんいただきたいと思ひます。資料No.4の70ページでございます。

議案第104号塩竈市魚市場高度衛生管理型荷捌所（A棟）及び保管施設（C棟）新築工事でございます。工事概要は、地上3階・鉄筋コンクリート造のA棟1万9,990平方メートル、地上4階・鉄筋コンクリート造C棟2,712平方メートルの新築工事一式のほかに、既存施設の解体工事一式を含んでございます。

72ページは、工事契約台帳でございます。72ページをごらんいただきたいと思いますが、本市では初めての試みとなります特定建設工事共同企業体、または単体企業のいずれでも参加できる混合入札方式による一般競争入札によりまして、公告を去る10月22日に行いました。結果といたしまして、1つの共同建設工事共同企業体と1つの単体企業の参加の申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、五洋建設・鈴木工務店特定建設工事共同企業体が78億3,000万円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものでございます。

次に、資料No.の36、また資料No.4の73ページをごらんいただきたいと思いますが、資料No.1の36、資料No.4の73ページでございます。議案第105号につきましては、26-復・交 港町一丁目・海岸通地区津波避難デッキ整備工事でございます。延長372メートル、幅員4メートルの歩道橋状の工構造物を整備してまいります。

74ページをごらんください。去る10月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1社からの参加の申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、東北ドック鉄工株式会社が14億1,480万円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものでございます。

次に、資料No.1では37ページ、また資料No.4では75ページをお開きください。資料No.1では37ページ、資料No.4では75ページをお開きください。議案第106号につきましては、25-災・第3769・3771・3772号下水道災害復旧工事でございます。これは、市内7カ所の雨水マンホールポンプ合計16台の設置工事と、それに伴います電気設備工事でございます。

76ページの工事契約台帳をごらんいただきたいと思いますが、去る10月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、11社から参加の申し込みがあり、11月21日に入札を執行した結果、浅野環境ソリューション株式会社東北営業所が1億9,850万4,000円で落札し、11月27日に仮契約を締結したものでございます。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものでございます。

続きまして、議案第107号から109号まで、財産の取得についてご説明を申し上げます。資料No.1の38ページをお開きください。資料No.1の38ページ及び資料No.4の77ページをごらんください。資料No.4の77ページでございます。議案第107号において取得の議決を求める財産は、錦町地区におけます災害公営住宅として供用する財産でございます。独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてまいりましたもので、取得する財産といたしましては、土地といたしまして8筆、6,666.93平方メートル、建物につきましては鉄筋コンクリート造

共同住宅3棟・40戸、延べ床面積2,877.02平方メートルであります。これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定し、同日をもって取得金額16億7,053万3,480円で錦町地区災害公営住宅等譲渡仮設契約を締結したものであります。

次に、資料No.1の40ページをお開きください。資料No.1の40ページでございます。同じく資料No.4の80ページをごらんください。資料No.4の80ページでございます。議案第108号につきましては、取得の議決を求める財産といたしまして、桂島地区におけます災害公営住宅に供する財産でございます。独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてきたものでございます。取得する財産といたしましては、木造平屋建て長屋2棟・8戸、延べ床面積529.95平方メートルでございます。これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定し、同日をもって取得金額2億5,095万2,040円で、桂島地区災害公営住宅等譲渡仮契約を締結をいたしました。

次に、資料No.1の41ページ及び資料No.4の82ページをごらんください。資料No.1の41ページ、資料No.4の82ページでございます。議案第109号財産の取得の議決を求める財産は、野々島地区におけます災害公営住宅に供する財産でございます。建設に当たり、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼し、整備を進めてまいったものでございます。取得する財産といたしましては、木造2階建て共同住宅2棟・15戸、延べ床面積1,027.1平方メートルでございます。これまで都市再生機構と協議を進め、平成26年11月28日に取得金額が確定をいたし、同日をもって取得金額4億4,563万1,760円で野々島地区災害公営住宅等譲渡仮契約を締結したものでございます。

以上、議案第107号から109号につきましては、塩竈市財産条例第2条の規定に基づきご提案申し上げるものでございます。よろしくご審議いただきたいと思っております。以上です。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 私のほうから、議案第110号塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、資料番号1の42ページをお開きください。本議案は、体育館、温水プールのスポーツ施設の指定管理候補者としまして特定非営利活動法人塩竈市体育協会を指定するために、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、具体的な内容についてご説明します。資料番号4の84ページをお開きください。

指定管理候補者の概要でございます。塩竈市体育協会は23団体の加盟団体からなる団体で

ざいまして、市民に対してスポーツ振興に関する事業を行う団体でございます。7の経過に示してございますが、平成18年より指定管理者として体育館、温水プールの指定管理を行っている団体でございます。

85ページ、審査結果をごらんください。まず、1の経過でございます。10月8日に選定委員会を開催し、募集を開始しております。10月21日に説明会を開催し、募集の締め切りでございます11月10日に塩竈市体育協会1者から申請を受理しております。11月13日選定委員会を開催し、プレゼン・ヒアリングを行い、審査を行っております。

2の審査の概要でございますが、次のページ86ページをごらんください。表に示されております運営等に関する1から20までの項目につきまして、一番下のほうに書かれております5段階で評価しまして、トータル100点満点で採点を出しております。一番下の二重丸で書かれておりますが、合計点が70点以上であれば候補者とするという選定基準を設けております。表の右側には、5人の委員の平均点を記載させていただいております。

85ページにお戻りください。3の審査の結果についてでございますが、選定委員5人の平均ポイントが74.8点となりまして、選定基準点70点を上回る評価となりましたことから、全員一致で塩竈市体育協会を指定管理者の候補者とするものでございます。評価のポイント、委員の皆様から出された意見でございます。幅広い年齢を対象とし、施設の特色を生かした提案があると。特に、健康増進を図れる「バランスボールエクササイズ」等の新たな事業が提案されているのが評価できると。あと、申請団体は23の単協で組織される団体であるが、市内のスポーツ事情に詳しい強みがあるという意見でございます。また、地域・学校とのつながりもあり、町内会に出向き地域との密接な関係を構築していると。あと、東日本大震災発生時には多くの避難者を受け入れて、災害発生時における利用者への対応、こういったことも評価をいただいております。最後に自主事業の提案は、今回3事業多い18事業であり、これが評価できると。利用者からの要望を取り入れ、利用者拡大に向けた取り組みを今後期待したいというような意見でございます。

総括としまして、指定管理導入目的でございます市民サービスの向上と生涯スポーツ社会に向けた提案が確認されておりますことから、塩竈市体育協会を指定管理候補者として選定するという結論に達しました。

87ページからは、募集要項を参考に添付しておりますので、どうぞご参照ください。

私のほうからは以上でございます。

○伊勢委員長 高橋総務課長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 私から、議案第112号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてご説明させていただきます。資料No.1の44ページ、あわせて資料No.4の91ページをお開き願います。

まず資料No.1の44ページでございますが、この議案は提案理由にありますように財団法人宮城県市町村振興協会の名称の変更に伴いまして、宮城県市町村自治振興センター規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

次に、同じ資料の45ページをお開き願います。45ページ、具体的には宮城県市町村振興協会の名称が変更となり、「財団法人」から「公益財団法人」となりますので、第12条第1項第2号の一部を変更するものでございます。施行期日は、構成市町村の協議が成立した日からとするものでございます。

資料No.4のほうには、91ページのほうには宮城県市町村自治振興センター規約一部改正の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

議案第112号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 ご苦労さまでした。

それでは、これより質疑を行います。各委員のご発言をよろしくお願いたします。

曾我委員。

○曾我委員 何点か伺いたいというふうに思っておりますが。

まず1つは飲料水のことですが、資料4の59ページになります。59ページですね。1日当たり3リットル程度と考えて、貯水槽が1万人へ供給できるということですが、何日くらいこれもつのかということがちょっと書かれていないので、その辺はどう考えているのか、まず伺いたいと思います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 この一小、前回一小の指定避難所に避難されたのが1,180名というふうなことで理解しております。ただほかにも、一小学区に住んでいらっしゃる方約8,000名という形になりますが、全員が一気に来れば1日というふうな形になりますが、全部ということはまず考えにくいと。その半分が来たとしても、2日から3日くらいはもつだろうというふうな形で考えております。以上でございます。



○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 全体の飲料水の、市民の地域ごとにこのエリアに大体これくらいの人数とあって、想定されてこの飲料水の整備計画を考えていくというふうに思うんですが、その辺全体はちょっと私も防災計画ちゃんと見ていないからなんですが、その辺の全体の計画と、それから今回の計画なんかはどのように考えての設定になっているのか、その辺伺います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今回防災計画上、18カ所の給水ポイントという形で設定しております。人数的な部分については、ちょっとその部分については今後精査していかなくちゃいけないと思っておりますが、全体で18カ所の給水ポイント。そして、今回のような埋立式の貯水槽については2カ所、そのほかについては一応組立式の貯水槽を各指定避難所の備蓄倉庫に整備する予定になっております。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうしますと、この間の東日本大震災を想定して考えた場合には、全体でその18カ所で市民の飲料、井戸水なんかを活用するところもありますけれどもね、大体何日くらい間に合うような考えでいるのか。その辺伺います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 済みません。ちょっとお時間いただいて、後でまた。

○伊勢委員長 では、後ほど。

曾我委員。

○曾我委員 私も、防災計画も含めてちゃんと勉強しなきゃならないんですが、せっかくでしたので全体の計画を頭に入れておきたいと思って、伺ったわけです。よろしくお願いします。

それから、50ページのダイヤルイン方式への移行なんですけど、50ページですね、資料4の。これは議案97号ということになりますが、私余り機械のほうはちょっと得意ではないんですが、最近徳島県の鶴来町とか三次市、きのうきょう大雪で電話もつながらなかったということが言われているんですが、このダイヤルイン方式になった場合、電話回線とか光通信回線が遮断されたときに、それがちゃんと機能するような方式になっているのかどうかという、新しいものに飛びついていくのはいいんですけども、災害時とか電気が切れた、光通信が切れたというときにどういう対応をするのか、その辺はどうなのか。

それから、ちょっと最初に聞かなきゃならなかったのは、私を初めお年寄りになりますと代

表番号にかけて、「こういうこういう問題なんだけれども、どういうところの課に」とかというので、マンツーマンで対応してくれますと非常に安心してかけられると。それ、自分で「何々は何番」、よく電力なんかにかけますと「どこどこに引っ越ししたら何番」「何番」というような、今非常に人間ではない形でのやりとりがあるんですが、そういった市民に対しての不安というのはないのかというのが2つ目。

それから、やっぱり例えばいろいろな給付、「補助金が出ますよ」とか「給付費が出ますよ」といったときに、ある課には非常に集中されると思うんですね、市民から問い合わせなど。そういった場合に、いちいち担当課のところに行くと、そこもそこでまた対応が非常に業務等含めて大変になるんじゃないかということを心配するわけですけどもね。その辺はこういうふうになっていくのか、ちょっともう少し詳しく教えてほしいなと思います。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 けさの新聞にもありましたように、徳島県の一部集落でI P電話が普及していたということで、大雪で線が切れて、I P電話だったがために電話が通じなかったというふうなことがあります。I P電話は、バックボーン回線がインターネットの回線をベースにしておりまして、通信料が安くなる、あるいは地域間であれば無料になるというふうな性質のものでございますけれども、今回私どものほうで導入するのはNTT回線というのはそのまま、それが光回線というものになる。NTTが敷設した光回線というものになるものでございます。ただ、NTTの光回線が集中している基地局みたいなものが、災害等で壊されますと、そこはもう地域全部が電話がつかないというふうになりますので、そこは光回線だから脆弱だとかということではなくて、我々が選択した光回線が一番今のところ災害に対しては強いものだというふうに考えたものでございます。

それから、2番目にご質問いただきました電話の対応でございますけれども、これは今本庁舎というか、今電話がかかってきて「ああ、これ違う。うちのほうの内容じゃないな」といったときに回すようなことも、担当課のほうに要件を伝えて「こういう方からこういう中身で、相談に乗ってください」というような電話を回すというふうなことにしましては、これまでと同じような対応ができますので、より市職員が業務に精通する中で適切な業務先につなげるということが、一定程度できるのかなというふうに考えておるものでございます。

それから3番目、何か申請なんかで課に集中するというお話ございましたけれども、今までは「364-1111」に集中していたわけでございます。「364-1111」に集中していたがために、

申請とかそういったものとは関係ない課の電話にまで影響して、つながらなかったというふうなことがございます。今のところ、各係に電話番号を直接振り分けると。ですから、電話回線もかなりの電話番号増強になりますので、そういった課に集中すると、その課に集中したことで市役所全体に影響が出て、電話がつながりにくくなるということが、このダイヤルイン方式によって一定程度改善されるものというふうに考えております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと想像ができない。やっぱり「364-1111」に集中すれば、そこがいっぱいということになるし、そういう例えば福祉で何か給付するときにはそこに集中するわけで、やっぱりどこかで集中することは、あり得るんだろうなというふうに思うんですけどもね。そういう点で、やっぱり新しいものに切りかえるときには一定程度の代表番号で受ける部分も、パッと切ってしまうないで対応する必要があるのではないかと心配して思うわけですが、その辺はどうなんでしょうね。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今委員おっしゃるように、私どもも同じような不安を抱きながら制度設計したわけがございます。その中で、県内他市の事例を調べましたところ、約7割の自治体がもう既にダイヤルイン方式に切りかえていると。その切りかえたときに、どのような経過措置というか、混乱がありましたかというふうなアンケートもとらせていただいた上で、それからメリット・デメリットも伺いました。そういうことで、7割導入している自治体が何の支障もなく今ダイヤルイン方式をやっておりますというふうなご回答をいただきましたので、ほかの自治体でできているものであれば塩竈市でも同様にできるだろうというふうに考えておるものでございます。

なお、「364-1111」につきましては対外的には印刷物などに使うことはございませんが、これまでと同様に経過措置として、約半年から1年ほどは残して、そこから電話を回すと。また休日夜間の当直、こういったものについても「364-1111」ということでは、夜間・時間外についてはこの電話番号は生かざるを得ないというふうに考えておりますので、経過措置とあわせてダイヤルイン方式の本格的な導入に少し時間をかけながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。丁寧な対応を、よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 じゃあ、伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほど失礼しました。今の給水関係の体制ということでのお話かと思います。現在、応急給水実施体制といたしまして、水道部のほうで梅の宮配水池、あと松陽台配水池、権現堂浄水場ということで、5,230立法メートルの貯水量がございます。実際、東日本大震災のときは3月17日から通水が開始しまして、完全に本土地区のほうなんです。通水が回復したのが3月26日というふうな部分でございます。そういったものも含めまして、今回今年度整備しております清水沢公園の60立法メートルの貯水槽と、あとこれから発注する30立法メートル、プラス先ほど言った各指定避難所への組立式の貯水槽を加えますと、十分今回の東日本大震災の断水には耐えられるというふうな状況として理解しております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、学校給食調理業務の一部改正、これは資料No.4の60ページになります。それで、途中で退職というのは今までこの塩竈の学校給食をやっていたことでしたし、それからいろいろな職場でも例えば自分たちがもう一気にやめてしまったら、学校給食がもうつくれなくなるというふうに、誰が考えてもわかることなんではないかと。それを、一気にやめるということの背景にやっぱりちょっと何があったんだろうかと思わざる得ないわけですが、その辺はどうなのかということと。

今実際に職員がいなくて、どのようにして子供たちの給食を配食しているのかどうか、その辺ちょっと伺います。

○伊勢委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 定年退職以外で中途退職があったということで、ご説明申し上げました。2名の退職がございしますが、そのうちの1名は子供さんが病弱で、どうしてもやはり子供のそばについてあげたい、病院に連れていったり何かするのにどうしても仕事を続けられないということでの、おやめになった方でした。それから、あともう1名の方につきましては、身体の故障というかそういった形でおやめになりまして、手術で治る見込みはあるんだけど、手術はしたくないということでしたので、今後ゆっくり暮らしたいということでおやめになったような状況でございます。

そのお二人やめたところにつきましては、まだ月額非常勤という方が市のほうに3名おられ

ます。月額非常勤は、給食ない日でも学校に出勤する方でございます。その方たちを正規職員と同じ時間帯に勤務をお願いすると。給食のときは正規職員と同じ時間帯、時間外をプラスをお願いするという形で、何とか正規職員2名体制と同じような体制を工夫してやっております。そのほかに、あと非常勤をプラスしてということで、今運営している状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 前回の協議会でも申し上げましたように、結局行革の流れの中で非常に正職員がなくなって、退職者不補充でもう綱渡りの状態を続けていると。ここに私は根本の問題があるんだろうとっております。もちろん共産党は、学校給食のセンター方式はこれまでも言ってきたように反対だという立場であります。ただ今回はそれと切り離して、子供たちに学校給食を与えないという状況があつてはならないと思うんですが、そのことと切り離して今回の一部の業務委託を考えていいのかどうか。どう判断すればいいのか、その辺を伺います。

○伊勢委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食センターの考えは、給食運営プランで申し上げましたとおり、現在もう学校施設が非常に老朽化して、H A C C P対応の改築も面積的にも物理的にも難しいということでございました。また行革もありますので、十分各校に正規職員が配置できなくなるだろうということで、実際各学校、限界状態に来ているんですけれども、何とか給食センターに移行することによってまだ安定的な、安全な給食を提供できるものだと思っております。今回は急遽、それまで何とか正規職員がもつかなと思っていたんですけれども、急遽2名の方が個人的な事情でおやめになりました。そういった中で少しでも安定的に、そしておいしい給食を提供できるという体制をとろうということで、給食センター化するまでの間のつなぎということで、今回提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 つなぎということで、本格的なセンター化のときはそれはそれで議論するとして、今回は突然そういうやむを得ない事情の中で、もう募集しても集まらないと。もちろん、非常勤でパートでというと、今保育士もそうですしどこでも人が集まらない状況が続いているというふうに思うんですね。だからこそ、やっぱり安定的に正規で働ける職員をふやすほう

が大事なんだというふうに私たちは考えているわけですが、今回はやむを得ない事情ということで、一部業務委託をせざるを得ないというふうに受けとめておきたいというふうに思います。

それで、今後はそういった中途退職とか、そういったことはほかの学校ではないのかどうか。そういう心配はないのか、どう考えているのか伺います。

○伊勢委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今のところ、いろいろ学校長もヒアリングしたり、こちらでも直接お会いしたりしてお聞きしている中では、中途退職を考えている方はおりません。ただし、今回のようにどうしても家庭の事情とか、健康を損ねたとかということにつきましては想像できないものでございますので、その辺は今後未定ということでございます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 続きまして105号ですが、78ページ。ごめんなさい、73ページですね。債務負担行為との関係になりますが、これは議案105号に関してですけれども、これは総括質疑で小野絹子団長がやったことですが、やはり私港町を歩いていましていろいろな要望を聞いたりするんですが、「この避難デッキは唐突で、やっぱり無駄ではないか」という声がいっぱいありまして、私にはです。よ。「むしろこういう予算を組むのであれば、もっとやることがあるのではないか」という意見もあります。それで、防災センターというか、いざというときのそういったことを整備することは、私たちはいいのではないかというふうに考えておりますが。

ただもう一つ、このデッキができることによって、ここの信号機が非常に待ち時間が長くて複雑なんですけど、結局防災のときだけではなくて、日常茶飯事にこれが通り抜けする道路として使われますと、逆に下でやっているお店屋さんとかそういうことが、そうでなくても通過観光と言われることがしばしばあるわけですが、そういったことはどのようにバランスを取っていく考えがあるのか、ないのかですね。いざというときだけ使うのか、もう通常いつも通り抜けの道路みたいにしてマリゲートと大型店をつなぐ、そういうことだけにしてしまうのか。その辺、伺います。

○伊勢委員長 震災復興局佐藤次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 津波避難デッキにつきましては、非常時においては一次避難的な場所というふうな形の使い方になりますけれども、通常時につきましてはこち

らの要するにマリゲート周辺については、港湾のほうの道路が今委員おっしゃるように相当交通量が多い場所でもあります。これまでもあそこのマリゲート前の交差点については、相当混雑するというふうな状況の中で、観光客の方に大分信号待ちをしていただくというふうなこともあって、使いづらい部分がありました。ここについては、現状の中にそういった方々に待っていただくような空間も確保できないというふうな状況がございますので、安全を確保するという観点の中では歩道橋の設置というのは、従来から課題としてあった部分があります。そういった点で、通常時についてはそういった混雑道路のほうの緩和というふうな、そういった部分の使い方にも効果が期待できるというふうに思っております。

下にあります店舗との関係、どうなのかというふうなことなんですけれども、基本的には下に通っています歩行者専用道路でありますとか、そういった部分については従来からまちなぎわいをつくるために整備してきたものでありますので、我々としてはマリゲート前に横断するときに使っていただくというふうなことで理解をさせていただいております。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 通過観光が多い中で、商店もなかなかうまくいかない中で、これだけがドーンとできちゃうと結局大型店だけに人が入っていくということに、結局これは大型店の上のほうに入っていくわけですからね。下のほうなんか行かなくても、そっちのお店に誘導するものになってしまうんじゃないかということも考えられますし、多くの市民は「やっぱりこれは無駄だ。もうちょっといろいろなことをやってからでいいのではないか」というふうな意見も出ていますので、我が党は9月議会の債務負担行為でもデッキの予算については反対してきましたので、これは明確に反対という立場を述べておきたいと思います。

それからもう一つですが、議案110号、86ページ。スポーツ施設の指定管理の募集ですが、これはこういうことでちゃんと点数評価をされて体育協会になるということ、これはこれでいいんですが、ちょっと関連の関係でお話したいのは、この間私ども体育館の2階を使わせていただいて議会報告会をいたしました。やっぱり体育館のトイレが、特にとても非常においがするなというふうに思いましたけれども、ああいったトイレ、給湯とかそういうものの整備というのはどちらで整備されるのかどうか。これ、お伺いします。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 塩竈市体育協会との間では、一応少額な軽微な補修については指定管理者のほうで行ってもらってしまっていて、大がかりな一応工事について市

のほうで、教育委員会のほうで行うというような形になっております。今年度も、雨漏り防止というようなことで、屋根の改修等を行わせていただいております。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 じゃあ、要望しておきます。トイレのほうもぜひ計画を立てて整備するように、やっぱりいろいろな人たちが、子供たちが全国からも集まってバトミントンの競技場とかいろいろ使われるわけですから、高齢者祭りもお年寄りの方も随分行かれますけれども、ぜひそれにふさわしい施設になるように改修のほうも、計画的にお願いしたいと思います。

以上要望して、終わります。

○伊勢委員長 いいですか。

阿部委員。

○阿部委員 それでは、私のほうからご質問させていただきます。

それでは、資料No.4のNEWしおナビ100円バスの運行について、ちょっと一つだけ伺いたします。新たにまた事業費ということが計上されて、運行していただく。大変市民の皆さんにとって、今なくてはならない足になっております。本当に、できれば市内くまなく100円バスを運行してほしいというのが、市民の皆さんの希望でございます。

これまでの運行実績というところで、利用人数は出ているんですけども、収益の推移の数値が出ておりませんので、この辺のところはぜひ運行実績というところを出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊勢委員長 佐藤企画係長。

○佐藤市民総務部企画係長 運賃収入についてご報告させていただきます。

平成23年度からの運賃収入は398万円、24年度は484万円、平成25年度は480万円の運賃収入の状況でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

実績と、それから1日200人くらい今乗られているということなんですけれども、やはり事業費というのが大体5年間の数値が4,796万円ということなんですけど、なかなか本当に抑えていただいて実施しているなというふうに思います。今後、増便する予定というのはどうなんでしょうか、お聞きいたします。

○伊勢委員長 佐藤企画係長。



○佐藤市民総務部企画係長 増便についてでございますが、こちら公共交通機関、市内民間のバス事業者様、タクシー事業者様など公共交通機関を運営されている方もいらっしゃいますので、その方と公共交通について協議会等を開きながら、またあと今後の国の動向、県などの動向を踏まえまして、適切に維持できるNEWしおナビ100円バスの運行が確保できるかどうか、総合的に判断しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に議案第102号についてちょっとお尋ねいたします。ページが66ページでございます。第三小学校の大規模改造工事一部変更についてということで、ちょっといろいろ事業計画の中で、こういった予算計上されてからのまた変更というのがよく出てまいります。改修の場合はやむを得ない部分もあるかと思うんですが、これはやっぱり、私余り詳しくはないんですが、工事の契約ということに少しかかわってくるのかなというふうに思うんですが。例えば工事、一般的に私たち民間で考えると、契約をするということは大変なこととして、この中でやっていただきますよという枠で契約するわけですね。その後に、いろいろなことで採算に向けて追加、追加という形で出てくることが多いんですね。

いろいろお話を伺いますと、やむを得ないという部分もあるんですが、少なくとも業者さんもプロでございますので、今土木工事というのは非常に発達しております。例えば改修にしても、いろいろ予算を計上するというか、請負金額を決めるにはある程度調べると思うんですね。例えば、こことここと、こういったことをやらなければならない。今回主な変更内容等出ていますけれども、これは前段で一番最初のころの予定には一切入っていなかったところなんではないでしょうか、お尋ねいたします。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 公共工事の発注の仕方というか、そういった中身についてまず前段ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、このような一般競争入札のものになりますと、市役所のほうで図面を公開をいたしまして、入札される方はその図面を買って、自分の会社であればこの工事幾らでできるかというものを、札入れをしていただくわけでございます。

今回変更になりました中身といたしましては、我々のほうで提供いたしました図面の中ではなかなか読み取れなかった下地とか壁を剥がしてみたその裏側とか、そういったところの補

強が主になっておりまして、工事開始後のまさに施工調査ということで、第三小学校の東校舎の大改造の目的を達成するために何が必要かという施工調査を請負者側でしたところ、どうしてもこれが必要不可欠だったということで後段発生をいたしましたことから、請け負った業者の責めに帰す部分じゃないところで必要経費がふえたということで、変更になったというものでございます。ですから、同じようにほかの土木工事、それから建築工事についても同様のケースが、当初想定していなかったものが、図面とか仕様書から読み取れなかった部分が発生するということが残念ながら出てくる場合もあるということをご承知おきいただければと思います。以上です。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。私にも、ちょっとわからないところもたくさんございますけれども。ただ、一つだけやはりちょっと疑問に思うのは、この業者さんが例えば入札するとき、図面をいただいて「わが社でどのくらいでできるのか」という請負金額というのを査定すると思うんですが、そのとき現場は見ていないということなんですか、そうすると。図面だけで組み立ててくるということですか。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 中まで本当に細かく調整、中に入って見るとか、そういうことまではしていらっしゃいません。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 私は、単純に疑問に思うことで今ご質問しているんですが、そうなりますと工事の請負の入札ということになります。これは入札の最低価格、あるいはいろいろな基準があると思うんですが、その査定で結局入札が決まる。それに追加、追加してしまいますと、当初の入札の例えば90%とか95%で入札したというものが、全然意味がないような状況になりませんか。お願いいたします。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 阿部委員おっしゃるように、入札すると請負差額というのが必ず発生いたします。ですから、市役所のほうではこの変更に係る金額が幾らになりますよといったものに、元契約の入札差額を掛けるんです、率を。だから、同じような率で割り戻した金額での変更契約の数字というものになりますので、入札差額の割戻分というのはちゃんと変更後の数字にも反映されたものになっております。以上です。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。そうすると、初めからその分ある程度見ているということで、理解してよろしいんですか。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 市役所のほうでも、入札をする際にはそのときできる最大限の正確な積算をして、変更ないだろうということで担当課のほうでは入札に臨むわけでございます。その金額が幾らで、入札によって割り戻しをされるということでございますので、最初から「変更ありき」で積算するということではございませんので、ご理解をいただければと思います。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 余りにもこの公共事業を見ていると、変更というか追加が大変どの工事にも、必ず後ほどついてまいります。そうすると、初めの契約とかあるいは入札の価格って何だったんだろうかというような、ちょっと私は本当にしろうとですので疑問に思うわけです。一般の社会では、実際契約をしたらそこで責任を持ってやってもらいますよということになるわけなんです、やむを得ない部分も十分私たちも考慮しますが、できるだけそういうところをもうちょっとしっかりとやっぱりやりとりをしていただいて、できるだけ追加とか、予算というのは大変限られているものですから、そういったことを心していただきたいということで、お願いを申し上げます。

それで、引き続き議案第103号、資料が68ページになります。浦戸ステイ・ステーションの整備ですけれども、浦戸は一時入札が不調になって、このたび入札ができたということなんです、金額的には同じだったのでしょうか。

○伊勢委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 前回不調になりまして、約4,000万円ほどの開きがあったんです。4,000万円ほどの開きというのは、もう設計を根本的に見直さなければならぬくらいの数字でございますので、設計担当課のほうにおきまして仕様内容を変更させていただきました。その変更させていただいた内容で、再度同じような手続の一般競争入札をさせていただいたところ、ごらんのような結果になったということでございます。ですから、ちょっと8月の不調のときに設計した内容からは、オストメイトのトイレとか、1階部分のエアコンとか、太陽光発電はあるんですけれども蓄電池の部分であるとか、そういったところを落とした設

計内容というふうになっております。以上です。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは議案第110号、ページ84ページ、塩竈市スポーツ施設指定管理者候補者の概要というところなんですけど、今回一応決まったということなんですか。内容的なことでもちょっとお尋ねをしたいと思います。これは、スポーツ施設という1つのくくりをもちまして、体育館と温水プール、これをあわせ持った施設になっております。これ、一本化されて経費計上なのか、それとも別々に会計をなさっているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 提案に際しましては、体育施設・温水プールまとめての一応提案となっております。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 内容的な経費計上というのは別々ですか、これは独立になっているのか、それとも一くくりになって1つの指定管理者さんが全部まとめて持っているのか。その辺、ちょっとお尋ねします。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 収支計画とか、それぞれ個々に提案内容いただいておりますが、それぞれにつきましては収支計画につきましても体育施設、プール、人員配置もそれぞれ定めておりますので、それぞれ別個に計算して積算しての提案。あと業務内容につきましても、それぞれ別個に提案しての提案。ただ、我々受け取る時は一緒の一応施設運営でというような形での審査を行っております。以上でございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。そうしますと、それぞれに会計その他は別々の方法ということですね。体育館と温水プール、確かにスポーツ施設なんですけれども、実は内容的にはちょっと違うかなというふうに受け取れるわけです。ですから、これを運営するに当たっては、やはり経費とかあるいはそういった運営方法とかは別々のものではないのかなというふうにも感じたものですから、お尋ねをいたしました。経費の面でもほとんどかけ方が違うのではないかと。プールのほうはやはり温水ということで、さまざまな経費を考えながらやっていたらっしゃるんだろうと思いますし、体育館はまた別の目的でやっていたらっしゃる

ということなので。指定管理料ちょっと大きいものですから、やはりこの辺のいろいろな市のほうとの対応ということで、これからもしっかりと見ていただきたいというふうに思います。指定管理をして、市のほうで経費が相当削減できればいいんですけども、その辺の算定としてはいかがなんでしょうか、お尋ねいたします。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 今回指定管理者の提案の中に、直営当時と指定管理当時のちょっと比較ということで数値をいただきました。水道代、電気代、あと体育館・温水プールともそれぞれ相当節約されている、直営当時と比べて節約されていると。あと、人員体制についても十分サービス得られるようにというような形で、適正な人員の配置なんですけれども必要な人員の配置、必要最小限で必要な人員の配置を行っておるというようなことでございます。

一応そういった形で、我々としましては直営当時と比べて、まず体育協会さんが持っておられるノウハウというのが十分に活用されて、それぞれの施設が運営されているということと、今委員のほうからお話にありました直営当時との運営に関して、相当削減ができていのではないかなというような形で見させていただいております。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうからは資料4のみ使って質問させていただきます。

まず、59ページの貯水槽整備についてお聞きしたいんですが、先ほど曾我委員さんがいろいろ聞かれたので、疑問は大分少なくなりました。それで、これはなかなかいいことだと思うんですが、清水沢のあそこここで2カ所になると思うんですが、この形式は。今後の計画はどういうふうになっているのか、今後もふやす方向で各学校設置していこうという、将来的にそういう方針があるのかどうか、そういった将来の計画について、今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 こういった今回の一小タイプ、清水沢公園タイプっていう埋立式の貯水槽については、一応今のところこの2カ所というふうに考えておりまして、あとの

ほかの部分については先ほど申しした組立式の貯水槽をそれぞれ備蓄倉庫にあれしませて、有事のときには組み立てると。あとあわせて、水道部による給水車という形の中で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この形式ですと、自動的に地震があった場合とか緊急遮断面が作動して、使う側もすぐスムーズに使える形式で、なかなかいいあれじゃないかなというふうに思うんですが、将来的に先ほど言った組立式っていうのがありましたけれども、少しでもこういう方向に考えていただきたいなというふうに思います。

それから、次のページの60ページ学校給食についてお伺いします。先ほど曾我委員もいろいろお聞きして、私も聞こうかなというところがかなり聞かれちゃったんですが、ここで私が疑問に思うのは、同じ質問になるかもしれませんがやはり途中での退職、中途退職が相次ぐという、私も若干話を学校給食に携わっていた方といろいろお話ししたことがあるんですが、「かなり大変だし、人間関係も大変だ」ということで話を聞いているわけですが、今回先ほど2名の退職者の話をされましたが、今回以外に以前もこういうことがたびたびあったのではないかと、そんな意味でこういう形に踏み切ってきたんじゃないかなと私は個人的に考えるわけですが。

先ほど言われた2名の話はなるほど納得できるような話ですが、裏話というのは表現が悪いですが、その申し出た理由がそれが100%そうかなというふうに私は疑問を持つちゃうんですが、こういった問題は今までなかったのか、あったのか。それから、どういった対応をされてきたのか。その辺について、お伺いいたします。

○伊勢委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 中途退職につきましては、私ことし4年目になりますが、4年間は今回初めてでございます。その以前のことはちょっとよくわかりませんが、またあと人間関係とかいろいろそういったものは、当然聞き及んでおります。私ども、学校関連の異動をさせる際になるべくそういった人間関係がまずくならないような、そういった形に配慮しながら行っているつもりでございます。その方法としましては、やはり栄養士、それから校長先生とかそういった方から状況を常にお聞きしながら、人間関係等そういったものについて情報を収集しているところでございます。そういった中でできるだけ、狭い中での、本当に女性が多い中での職場でございますので、運営がうまくいくような形で

配慮して行っております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、この給食関係に限ったことではないんですが、各所で非常勤職員の方が占める割合が上がってきているわけですが、それが悪いという話ではなくて、そういった方は先ほどの人間関係やら職員との摩擦などもあるかと私は察するわけですが、そういったたぐいのエネルギー吸収といいますかね、意見を年1回とか半年に1回くらい、そういった方の面接をしてお話をお聞きするとか、そういったソフト的な対策はこの学校給食もそうですが、ほかでも全体的にそういったことはやられているのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 鎌田委員、全般ですか。じゃあ全般、その人事的なソフトという側面ですので、それに答えてください。高橋総務課長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 非常勤職員の方とかあと臨時的任用職員の方多数入っておりますけれども、基本的には私ども人事サイドでこういったことをしてくれということはお願いはしておりませんが、各課のほうの管理職、あるいは監督職、係長さん方でそういったご意見、ご要望を聞いていただいて、処遇に困るような場合には私どものほうの総務課のほうに情報が寄せられるというふうな状況になります。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 市の関係は、職員だけでなくそういった非常勤の方も支えているわけですから、今後もそういったことがないよう、今後といいますかよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、73ページのデッキについてお伺いをいたします。このデッキを見て、さっと見て疑問点といいますか、ちょっと聞きたいことが2つあるんですが、途中からこれ乗りおりといいますか、階段がついているのかどうか。この図面がよくわからないし、そういったこと。

それからもう一つ、こっちの大型店側からずっと行ってぶつかって左に曲がりますけれども、これ真っ直ぐ行けてこっちにもおりれるような、マリングート主体じゃなくてこっちにもボンと1本通しておりれるような体制にすれば、通常歩道橋的な使い方もできるし有効になるかなと思うんですが。やっぱり、この出ているお金の関係上そういった操作といいますか、プラスアルファ的なことはやれないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 復興局佐藤次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 今回整備しますデッキの中には、4カ所基本的には階段のほうを予定しております。1カ所は、ちょうどショッピングセンター側に1カ所になります。それが登り口となりますけれども、そのほかに各交差点というか、要するに曲がりのところにはそれぞれ階段をつけるというふうな形になりますので、基本的には今ちょっとおっしゃられる部分として、港町一丁目側というふうに言ったらよろしいかなと思いますけれども、そちら側のほうの階段についてはちょっと位置関係の関係上、若干公園のほうの内部で曲がるような形にしていますけれども、ここでおりられるような格好になっております。それから対岸のマリンゲート側では、マリンゲート側に接続する箇所について、ちょうど隣接する階段がございますので、そちらの既存のマリンゲート側の階段を使っていただくというふうなことになります。それ以外は、ちょうど復興市場があるところに県のほうの港湾道路がありますけれども、そちら側におりるというふうな階段が1カ所というふうな形になります。既存のほうの1カ所、マリンゲート側の階段を使う部分ありますけれども、全体では4カ所階段をつくるというふうな形になります。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。じゃあ、乗りおりができるといいですか、登りおりができるところが3カ所、4カ所ということなんですかね。

この交差点部分は、結構先ほども話出しましたけれども通行量多いし、何か信号も長いような気がするし、先ほど言ったような追加ができるのであれば、こっちに渡れるような形にすれば利便性も上がるのかなと思うんですが、そういうことができるのであれば検討をお願いしたいなという。これがすぐできなくても、将来的にそういったものを増設するかということもあり得ると思うので、頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

それから、次の106号のマンホールポンプについてお聞きしたいんですが、やはりマンホールポンプ市内随分あって、今回これ増設をされると結構な数になるのかなと。実際にもうほかの箇所がありますので、市内何カ所あって、管理はどうされているのか。実際、何かが詰まったりするともう使えなくなるわけですから、そんな関係でメンテナンスといいですか、そういった管理をどうされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道の件ですので、私のほうからご説明したいと思います。

市内のこのような雨水のマンホールポンプにつきましては、今のところ市内で12カ所ござい



ます。故障等の対応につきましては、ポンプのほうの制御盤、電気を取る分電盤の中に非常用の通報のシステムを電話回線を使ってしています。そちらのほうから中央ポンプ場のほうへ通報が入りまして、そこから緊急時の対応をしているというふうな状況でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 緊急時使えなくなるのではないかなという、箇所数が多いとそういうふうに思ったわけですが、そういった電話の通報システム、電話回線を使っていろいろやっているということで、わかりました。

じゃあ次は、指定管理についてですね、体育館関係ですか。110号についてお伺いをいたします。これ、今回先ほど阿部委員さんからも話がありましたけれども、体育館とそれからプールということですが、市内スポーツ施設グラウンドやらあるわけですが、これは総括質疑でも菊地議員が質問していたように思うんですが、市内のスポーツ関係の施設を一括してもうここにポンと、ここといいますかどこになるかわからないんですが、プールそれから体育館以外に一括して指定管理にしてはどうかと私は思うんですが、したほうがいいと思うわけですが、そういった検討などはなされているのか。どういうふうに考えているのか、市側ではですね。今回2カ所ですけれども、それについてちょっとお伺いをいたします。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 それでは、お答えします。

実際塩竈市体育協会、指定管理者のほうには清水沢公園グラウンド、新浜町公園グラウンド、月見ヶ丘スポーツ広場、あと学校開放でいろいろ使われているトイレなんかについて、これは指定管理とは別にそれぞれ毎年毎年、内容もちょうと毎年毎年変わる部分ございますので、お願いしておる状況でございます。あと大きなところでは、例えば伊保石スポーツ広場、二又スポーツ広場とかございますが、こういったところは一般に市民に開放されているスポーツ広場でございますが、形態としてはサッカー場として芝生をちょっと生やしていただいているサッカー場を整備していただいているというようなことで、そこを利用管理しておる塩釜FCさんにこれは管理をお願いしておるというような状況もございます。

でも、できるだけそういった部分では体育協会さん、いろいろノウハウを持っておるところございますので、そういった形でノウハウを生かした管理ができる部分については、そのようなことも考えさせていただこうかなというように思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと、そうするとこのプールと体育館のことを書いていますけれども、そうすると学校開放やら先ほど言ったグラウンド、伊保石でなくて何だっけ、そういったこともみんなこれに含んでいるんですか。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 今言いました清水沢とか新浜、学校のトイレとかについてはこれとは別に、指定管理とは別に毎年毎年の委託契約を行いながら、お願いしておるというような状況でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、その委託をここにやっているんですか。それとも、違うほかの団体にやられているんですか。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 体育協会さんのほうにお願いしております。ただ、ちょっと説明させていただきましたけれども、毎年毎年内容が変わる部分もあるというようなことで、この指定管理とはちょっと切り離したような形で委託させていただいているというような状況でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ここで体育館とプールを指定管理をして、ほかの部分についてはスポット的にお願いするというかそういった形に、委託ということなのでなるのかなというふうに思うんですが。私は、もうひっくるめてそれも含めたほうが、それこそ経費削減になるのではないのかななんて私は思うんですけれどもね。そして、なおかつ伊保石のあっちの奥のグラウンドも将来的にはそういう方向にもっていけば、何か専門的な知識がという話ですけども、そんなにそんなに専門的な知識が必要なのかなと。そして、じゃああちは専門的な知識が必要で、ほかの玉川とかあれは必要ないのという、そういう論理にもなりますよね。

ですから私は、公平ということはないけれども、全部お願いするなら一括してビッとお願いしたほうが、事務の効率化やらみんな図れて職員の負担も減るし、多分経費も減ると思うんですよ、同じところに。ですから、もう一つ一つスポット的にお願いするんじゃなくて、一括してとなったら、誰が考えても経費は下がる話であって、そういう方向にどうしていかないのかなという疑問がありますけれども、そういう方向で考える気はあるのかないのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 菅原教育部長。

○菅原教育委員会教育部長 先ほど来説明していますように、現状といたしましては指定管理していただく部分と、それから委託をする部分とというふうに、一定区分け整理しながら行っているということでございます。指定管理につきましては料金収入を得ながら、また管理もしていくということを含めるような場合に指定管理するケースが多いということになっているようでございますけれども、そのように指定管理のほうで区分してしたほうが適切な部分、また委託を続けたほうがいい部分ということもあろうかと思えます。なお、きょうのご質問も踏まえまして検証と申しますか、そういうようなこともしてまいりたいというふうに思います。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 委託のほうが、それから指定管理のほうというメリット・デメリットがあるのかもしれないけれども、先ほど言ったように職員から何から僕は削減と申しますか、仕事量を減らして経費を減らすことができると私は考えるわけですが、少しでもそういったことを、ただ単に「今までやってきたから、こう」でなくて、検討くらいはしていただきたいなというふうに思います。

最後に、選定に当たっての採点、評価ですけれども、86ページの12番ですか経費縮減関係のところ、ここが指定管理料とか縮減額は適当かというやつで、ここ3.0が最低点なんですね。あとはみんな、何ぼ低くても3.4とかだったような気がするんですが、ここについてなぜ3.0なのか、この一番低い点数になっているか、それだけちょっとお聞きして終わりにしたいと思えます。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 それでは、お答えします。

うちのほうで、市として3年間の積算額として、先ほど債務負担のときもご説明申し上げましたが、2億4,690万円を一応積算しております。それで、指定管理者からの提案は、3年間で2億4,450万円でございます。一応点数の配分としまして、そこに書かれておりますように、市で積算した金額からこれは100万円ずつ下回るごとに1点ずつ低くなるというようなことで、今回そこに書かれている3点のところ、位置づけられたということで、この評価点数が3点というような結果で出ておるところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私から質問いたします。

今、スポーツ管理施設の件がやっぱりいろいろな意見出ております。私はこの体育館とプールが中心的に、財務的にこういう形でやっているということを理解し、またその他行事のたびにこの管理関係者はいろいろな月見のスポーツとか、行事のたびにいろいろ管理している。あるいは草刈りとか、いろいろやっているということはわかっています。そういう中で、85ページの評価のポイントはまさにこういう形で23団体がまとまって、いろいろな分野で塩竈の市民をスポーツのほうにどんどん取り入れて、そういう歴史的なことを踏まえて今あるということも知っておりますし、この評価のとおりだと思っています。

ただ問題は、私はこの管理は管理としてやっているんですけども、一番大事なのはやっぱりスポーツの価値を塩竈市自体、スポーツ行政において非常にレベル的に低いんじゃないかなんかと思っているんですね。もっともっとスポーツの価値、あるいは健康、いろいろな面で子供の遊び場も含めて、こういうものも本当に大局的に捉えて利用度を高めていただきたいなというふうに思っております。

あともう1点は、ことし総教でもスポーツ施設を見てきました。まあ、壊れているところはあるんですね。そういうところは、やっぱり行政がそこるところをするのに、いつまでたっても直らない。そうすると市民は、やっぱり塩竈のスポーツに対する評価は低くなっているんじゃないかということを思いますので、そこら辺に対してどういうふうに来年に向けても、今年度もあと3カ月しかないんですけども、そこら辺の対応をどういうふうに塩竈のスポーツ行政関係者は考えているのか、ひとつお願いします。

○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 スポーツ施設、体育館・温水プールに限らず屋外スポーツ施設についてのご意見だと捉えました。できるだけ皆様、利用者の要望に応えるよう対応していきたいと考えております。ただ、ちょっと予算的な部分でどうしても対応できないというか、基本的には年次計画で緊急性のあるものを優先的にというような形で考えておりますが、そういった部分でちょっと年次計画的に、どうしても待っていただくようなところもあるかと思っております。できるだけ利用者の声に対応していくよう、これから努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 スポーツ行政についてのお話がありましたので、塩竈市においては各

世代に応じたスポーツ活動の場を持っていると思います。特に、今まで部活動との関連というのがなかったところではありますが、昨年度から体育推進委員を中心に部活動の指導者の研修会であるとか組織づくりということで、部活動の指導体制についてもスポーツ行政の1つということで取り組んでおるところでございますので、そういったことでさらに生涯スポーツに向けての動きをつくってまいりたいと考えておるところでございます。よろしくどうぞお願いします。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ以上余り聞きませんけれども、ぜひ体育館とかプールなんかは管理者がいるから、積極的にいろいろな工夫されておりますけれども、やっぱり伊保石公園とか月見ヶ丘公園とか、日中あいている部分をどういうふうに有効的に活用するかの考え方を本当に計画だけじゃなく、それも含めて本当に有効な活用法をもっともっと工夫した、そういうような計画を具体的に市民が活用できるような方向にひとつ努めていただきたいと思います。

それでは次に、73ページのデッキについてお伺いします。こういうように、入札も済まされたということで、仮契約を済まされたということでもありますけれども、私はこれができるまでが平成28年3月と言われておりますけれども、28年3月ですね。災害デッキをつくることも大事ですけれども、避難の経路その他の部分についてはどういうふうに進めているのか、簡単にお答えください。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 全体的な避難経路ということでよろしいですか。

今避難計画ということで、国のほうからガイドライン示されているんですが、まだそれを必ずつくらなくちゃいけないというふうな部分にはなっておりません。ただそういった部分、今後防災計画を推進する中でどうしても避難計画というのは、一定程度検討していかなくちゃいけない部分だというふうに認識しております。ただ、ちょっとまだ具体的にいつごろつくるとかそういった部分については、今のところ示されておりません。以上です。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 一番大事なのは、いつ来るかわからないんですから、まず塩竈の場合はたまたま津波に対しては時間的な差が結構ありまして、ある意味では高台にどんどん逃げる避難経路をまずつくることが、私は一番大事だと思っております。ここのデッキの意味は、具体的に言えばそのときになかなか逃げられない人が逃げるといふ、避難の立場だと思っております。

けれども、そこら辺もう一回どういうふうな意味でのこの避難デッキなのか、確認をお願いします。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 佐藤英治議員から、今避難路のお話いただきました。このことについては、既に議員の皆様方には市内の避難道路をこうさせていただきたいという、図面でもうお示しをさせていただいているかと思えます。今の担当課長の話は、それを今後具体的にどういった予算でいつ進めていくかということについては、まだ検討の時間をいただきたいと思います、避難路については、この道路が避難路ですということについては、もう説明をさせていただいております。そういった中で、残念ながら市内が交通渋滞で車が動かないために、結果としてお車の中でお亡くなりになられた。あるいは、観光客の方々がどちらに逃げればいいのかということで、戸惑いを持たれたという方々も数多くおられましたので、そういった方々が目の前にあるデッキに逃げていただくということであれば、幾ばくかでもそういった方々の安全対策として貢献できるのではないかというふうに考えています。

なお、デッキだけの話を先ほど担当課からさせていただいておりますが、なおマリゲートの駐車場の2階には避難スペースというものも、並行して整備をさせていただくことになっておりますことをつけ加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 いろいろな経路はあると言いますがけれども、ここはやっぱり非常事態の私は避難だというふうにちょっと考えております。やっぱり近くに、この海岸の近く、塩竈は高台ありますから、山とかそういうところがもう明確に平常時から避難経路というのを、私も前の一般質問でも言っていますけれども、そういうのが市民にも目の届くところに、平常の中から「ここが避難路だ」「こうなったら、こうなんだ」という、そういう道筋が見えるような避難というのが大事だということを、ひとつ考えていただきたいと思います。

あと次に、70ページの魚市場高度衛生の荷捌きの新築に対しての入札の問題なんですけれども、これは28年3月にA棟・C棟が竣工できるということでありまして、そしてそれは外郭的なものであって、この4番のその他には今後いろいろな電気、こういう設備工事を引き続きやるということで書いていますけれども、一応28年3月には外形ができ、その後はこういう電気工事をするというような私の理解でよろしいんですか。確認させてください。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 塩竈魚市場のA棟及びC棟についても、昨日総括質疑の際にも同じ質問をいただいたかと思います。今現在は、復興集中期間というのが平成27年度までであります。これは、国のほうとしては頑として変えないということであります。特にこの予算については、水産庁の補助をいただいて実施している事業であります。水産庁からの復興集中期間内にこの工事を終えなさいというような指導をいただいておりますので、今現在契約案件としては28年3月までということですが、具体的に受注者がお認めいただきましたら、工程等についてつぶさに打ち合わせをさせていただきたいと思っております。我々の思いは、できる限り早くこの魚市場が完成し、業者の方々に使っていただくということが目的であります。一方では80億円弱近い事業費を、本当に今から1年数カ月しかないわけでありますので、その期間にできるかということについては受注者と詳細に調整をさせていただき、もし期間内に間に合わない場合については、例えば繰越明許をまた議会にお願いさせていただき等々の対策をとってまいりたいというふうに考えているところです。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 市長のお話については今お聞きしましたけれども、問題は市長もずっと県のほうに1年でも本当に早くということで、このいわゆる魚市場の完成を目指して努力されているということは、本当に私も敬意を表しておりますけれども、この工事とある意味では下の土台の部分が工事しなきゃいけないというふうに私ちょっと聞いていたんですけれども、こちら辺との関係というのはどういうふうになるのか、ちょっとお聞きします。

○伊勢委員長 佐藤水産課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 工事関係でございますので、水産振興課よりお答えをさせていただきます。

まず、ただいまご質問いただきました内容でございますが、資料No.4の70ページをちょっとごらんいただきたいと存じます。左下のほうに、航空写真を使いまして、配置図というのを示させていただいております。ただいま佐藤委員からご質問頂戴した部分につきましては、宮城県が漁港管理者でございますので、宮城県が実施いたします災害復旧の岸壁の復旧工事ということで、魚市場の敷地の一番輪郭のところに青い線、並びにオレンジ色の線で記載をさせていただいた部分がございます。こういった部分の災害復旧と実際私どものほうで今回発注いたします荷捌き所A棟、こういったところの工事を既存施設の解体、それから県のほうの災害復旧事業、そして私どもの新しい建物を建てるということの工程を

繰り返しながら、新築を図っていくというものでございます。そういったところを、先ほど市長も申しましたが、請け負った業者さんとも工程につきまして詳細に協議をしながら進めていくという内容となっております。

それから、先ほどご質問いただきました電気工事・機械工事という部分につきましては、例えばB棟につきましても建築本体工事は本年の2月定例会でお認めをいただきました後、6月定例会におきまして電気・機械設備のほうの契約関係をお認めいただいた経過でございます。今回につきましてもまず本体工事、A棟・C棟の建築本体工事を先行させて発注をさせていただきまして、追っつけ電気・機械工事につきまして、追いかけるように発注を進めてまいりたいということで、現在引き続き延長に向けて手続を進めておるといふ表現をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。なかなか本当に市長の話あるいは課長の話を含めて、本当に魚市場の完成が待たれるし、また本当にそういう方向で1日も早く完成することが、また水産関係者の願いであるというふうに聞いておりますので、ひとつご苦勞の中、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、学校給食の問題であります。今回一部委託ということで5,500万円ということで、一中と二中の給食を委託するという話なんですけれども、先ほど来から各委員からも本当に、職員がこういうふうにやめたということだけの問題ではないような、いろいろなものがあるのかなというふうにはちょっと私は思っております。ただやっぱり、私は10年前から学校給食センターの方向づけということを質問し、方向づけを提案してきた一人であります。やっぱりコンパクトシティの一番、日本でもコンパクトシティのあるこのまちが単独で、そしてほかの自治体ではどんどんセンター化して衛生的に管理的にもしているのに、塩竈だけが老朽化した中で継ぎ足しのところで学校給食をやっていたということを見たら、やっぱり衛生管理上見ても早急なるセンター化ということが求められているというのは、まさにそのとおりだと私はずっと一貫して思っています。

これ、準備期間が3年というふうにしているわけなんですけれども、先ほど鎌田委員からももう来年もこういう状況というのが来て、また一部委託、また一部委託というような、こういうような中途半端な懸念が、私はこれがまたこの間の協議会でもいろいろな事故につながっていくんじゃないのというふうに懸念して申しましたけれども、やっぱり準備期間3年と



いう方向を今後も考えてやっていくのか、ちょっとそこだけお聞きします。

○伊勢委員長 佐藤 昭市長。

○佐藤市長 一つは、こういった事業計画の変更については丁寧に、まずは利用者というか給食を受けられます方々、ご父兄の方々、そして当然のことではありますが、議会の皆様方としっかり議論を重ねていただいたものと思っておりますし、学校給食のあり方委員会というものも設置をして、その中からもご意見をいただこうということでやってまいったわけでありませ

一方ではありますが、本市の財政状況を考えますときに、しからば今来年からでもやれる状況かということになりますと、それはなかなか至難の業であるということについては、ご報告をさせていただいているつもりであります。特に、これから5年間の財政の見通しについても、財政課のほうから説明をさせていただいております。残念ながら、40億円くらいの不足が生じると。それらについては、さまざまな手当をさせていただきながら、何とか今までどおりの財政運営を行っていくということをご説明をさせていただいているかと思ひます。

今残されている起債等の借金等を、将来にわたって見渡したときに、ここ一、二年にこういった事業に着手できる状況にはないということは、繰り返しご説明をさせていただいているかと思ひます。したがいまして、今回も3年間このような形で、まずは取り組みをさせていただきたいというご提案をさせていただいておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 一応センター化のあり方等検討されてきたわけでありませけれども、その中で一番比較論として、類似都市として比較をされるのが多賀城さんと塩竈、大体10校近くでありますし、人口規模もまさにそのとおりで、多賀城さんのいわゆる給食センターにおける経費と、また塩竈の経費の比較論というのはこれ課長、出ているんですか。あるいはまた、そういうのも検討の中に入れてセンター化というのを考えているんですか、お願ひします。

○伊勢委員長 会澤教育部総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 昨年給食運営プランを全議員さんにお回ししたけれども、その中でも多賀城とは銘打っていませんけれども比較表なども出してあります。8,000万円くらい違ふと。（「何ぼ」の声あり）8,000万円ほど違ふというような形。（「1年で」の声あり）はい。出ていましたので、その辺ももう一度見ていただければと思ひます

のでよろしく願いたします。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 8,000万円近くというお話ですけれども、やっぱりそういう意味では本当にもっと市長は、3年準備期間というんですけれども、準備期間は相当私はある意味では検討はされているんだけど、やっぱりあと決断かなというふうに思っています。以上です。

○伊勢委員長 佐藤委員、委託期間ということで今回議案出ているので、準備期間ではなくて委託という設定ですので、その辺は誤解なきよう。一部給食を委託しますという、債務負担行為ですので。学校給食センターについての触れ方ではございません。

よろしいですか、佐藤委員。あとないですね。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）ありませんね。

それでは暫時休憩をいたします。

午後0時12分 休憩

---

午後0時13分 再開

○伊勢委員長 それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。まず、議案第93号、第97号、第102号ないし第104号、第106号ないし第110号、第112号について採決をいたします。

議案第93号、第97号、第102号ないし第104号、第106号ないし第110号、第112号については、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手全員であります。よって、議案第93号、第97号、第102号ないし第104号、第106号ないし第110号、第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について採決をいたします。

議案第105号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。これより請願審査を行いますので、関係者以外の方は退席していただいで結構でございます。

再開は20分。20分で再開いたします。

午後0時15分 休憩

---

午後0時20分 再開

○伊勢委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願を議題といたします。

それでは、事務局に請願文書表を朗読させます。鈴木係長。

○鈴木議事調査係長 それでは、朗読させていただきます。

請願第4号、平成26年11月18日受理。

件名「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願。

請願の要旨。

安部内閣は7月1日、集団的自衛権の行使容認を閣議において決定しました。

これは、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認をうたう憲法第9条のもとで、これまでの歴代の自民党政権も「認められない」としてきたことを大転換させる暴挙です。

本閣議決定は、日本への武力攻撃がなくても「我が国と密接な関係にある他国」への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能にしました。「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」というこれまでの2つの歯どめを外し、自衛隊の「後方支援」を戦闘地域に拡大して、武器使用についても制限を撤廃しました。このままでは、武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかであり、多くの国民は他国の戦争に国民も巻き込まれるのではないかとの懸念と不安を抱いています。

憲法前文と第9条が規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障は、憲法の基本原理です。それを国民投票を含めた憲法改正の手續もなく、軽々に変更し、あるいは法律を制定する方法でこれを根本的に変更することは、憲法を最高法規と定め（第10章）、憲法に違反す

る法律や政府の行為を無効とし（第98条）、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課すこと（第99条）、政府や立法府を憲法による制約のもとに置こうとした立憲主義の基本に反します。また、憲法改正は主権者である国民に委ねられた重大な権利であることから、国民は憲法を改正する権限を有するとともに改正しない権限も有しており、その意味で本閣議決定による解釈改憲は重大な国民への主権侵害と言えるものです。

憲法第9条のもとで「戦争ができる国」にするということは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した日本国憲法の平和主義を、根本から否定するものです。立憲主義を踏みにじり、ときの一首相、一内閣が「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど、とても許されることではありません。よって、政府においては集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回し、関連法の立法措置を行わないよう強く求めます。

以上の趣旨をもって、貴議会において政府に対する「2014年7月1日『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の閣議決定を撤回すること、及び集団的自衛権行使のための立法措置を行わないことを求める意見書」を提出していただきたく、お願い申し上げます。

提出者。塩竈市錦町17の6、塩竈地方労働組合総連合議長。及び、多賀城市城南二丁目16の5、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩竈支部支部長。紹介議員、小野絹子議員、高橋卓也議員。以上でございます。

○伊勢委員長 それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。小野絹子議員。

○小野議員 総教の皆さんには、早朝の議案審議に引き続きまして請願の審議に入っていただき、大変ありがとうございます。

それでは、紹介の理由を述べさせていただきます。

集団的自衛権行使容認の閣議決定とは、請願趣旨にも述べられておりますように、国会で審議されることもなく7月1日に19人の閣議で決定しました。世論調査では、6割を超える反対者が表明されております。戦後69年、間もなく70年になりますが、日本は海外の戦争で自衛隊員の一人も殺されていないし、相手も殺していません。今日まで2万人を派兵しておりますが、自衛隊の戦死者はゼロであります。これは、憲法9条で「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」をうたっているからです。アフガニスタンやイラクへの自衛隊の派遣に、後方支援で給水や洋上での給油や米兵の空輸を行いました。ところが、今回閣議決定によっ

て、海外の戦闘地域で戦闘行為をやる。武力行使になるのですから、集团的自衛権の行使というのは国民の命を守ることで、日本を守ることでないことが明確になっております。

米軍の戦争で自衛隊が肩を並べる、武力行使をするということでもあります。戦争に加担することによって、世界各地で起こったように何の関係もない国民・市民が報復的なテロの犠牲になる危険性も、言うまでもありません。東日本大震災で自衛隊が命懸けで震災救助している姿を目にし、被災地では必ず出動して人命を守る役割を果たしてきております。この人たちを、戦争する国に送り出すことはできません。よって、請願の趣旨をご理解いただいて、ご採択くださいますようお願い申し上げまして、私の紹介状にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○伊勢委員長 高橋卓也議員。

○高橋議員 請願理由を、小野委員に続いて補足的に述べたいというふうに思います。

共同通信社が8月に実施した世論調査では、この集团的自衛権行使を容認する閣議決定そのものについて、説明が十分になされていないという世論調査結果が84%、私も今一度全部読み直してみましたけれども、A4版で5枚にのぼる、読み慣れた人でなければなかなか国民、市民にはわかりにくい、これが十分説明がなされていないという国民が圧倒的多数だということにあらわれていると思います。

そしてまた、この集团的自衛権の行使容認に反対している国民は、先ほど小野議員が申しあげましたように、6割を超えている、この世論調査で。これは、ほかの世論調査でも同様であります。そして、さらにこの間この行使容認に反対する意見書などが全国各地の地方議会で取り上げ、請願や意見書が上程されまして、これについては10月19日現在で全国で224の議会で意見書や請願を可決して、国に上げております。次から次へと上がっているというふうにマスコミは報道されていたこともございますし、同様にマスコミの報道では自民系議員、公明党の議員も全会一致で可決した議会があるというふうな報道もなされておりました。党派を越えて、この集团的自衛権行使容認の閣議決定は撤回すべきだという声が、全国で上がっているということを重く見る必要があるかと思えます。

さらに、地方自治法の第99条では、このように述べております。「普通地方公共団体（自治体など）の議会（地方議会など）は、当該普通地方団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」、このように規定されております。先ほど小野議員が申しあげましたように、あのアメリカで起こった9.11同時多発テロのように、

こうした他国の戦争へ日本がもし加担することになれば、当然報復的なテロということは予想されるわけでありますから、加担することによって国民・市民が受ける被害のほうがかたに大きいということを指摘しておきたいと思っておりますので、この地方自治法第99条をぜひ精神をくみ取っていただいて、市民の命を守るためにもこの閣議決定を撤回し、関係する立法の措置を行わないことを求める請願について、ご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 では、質問させていただきます。

国が国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてといった、こういったことを撤回しなさい、まずお伺いいたします。誰が国民を守るんでしょうか。

○伊勢委員長 阿部委員、どなたに質問ですか。

○阿部委員 済みません、どちらでも。提案者の方に……、お願いいたします。

○伊勢委員長 高橋議員。

○高橋議員 これは、これまで自民党政府が各種の国会の中での答弁等々で述べているように、自衛隊ももちろんございますし、警察の力ということも加味して、それで国民を守るということは国が述べているとおりでございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 まず、六十何年間平和できました。しかし今、世界の情勢というのはどういうふうになっているか。日本の国というものを考えたときに、憲法を守ること、あるいは9条を掲げただけで平和を守れるのでしょうか。テポドンが飛んできたり、あるいは尖閣の問題、国土が脅かされている。さまざまな戦略はあると思いますが、そういった中で一体自分たちだけが何も持たずに丸腰で「9条です」と言って、守れるものなのか。

今日本の国は、非常に大きな岐路に立たされているかと思えます。一つだけ皆さんに、私はお話をしたいことがあります。私の主人は、海上保安官です。海上保安庁に勤めてまいりました。拉致事件、これに対して共産党の皆さんはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○伊勢委員長 高橋議員。

○高橋議員 拉致事件についてですか。今私ども、この請願の中で言っているのは、集団的行使

容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことについて求めているわけで、北朝鮮が行ったいわゆる拉致事件について何かを求めているわけではないんですが、何の関連性があるんでしょうか、この集団的自衛権の問題と。仮想敵国として北朝鮮を阿部委員は想定しているという考えですか。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 実は、憲法9条第2項に陸空海、ここにありますように武器を持たない、使用しないというふうなことが入っているわけですが、日本の海上保安庁の巡視船、何十年も前に日本海で戦っていました。既に拉致事件があったんですね。これは、全部把握しておりました。そのお話を、私は聞いてきました。しかし、国に対して非常に足の早い船をつくってください、さまざまなそういった国土を脅かすような船が来て、拉致の問題もあると。追いかけても、追いかけても、追いかけれない。笑って逃げていったそうです。そんな中で、国に対して「何とか追いかけられる、あるいは捕まえられるような船をつくってください」と。そうしましたら、「足の早い船をつくれれば、それは軍事用に転用できるのでだめだ。憲法でそれを許さないんだ」ということで、だめでしたと。しかしながら、あのときその船をつくっていたら、今の拉致被害者の方、半分は救われたというような話を私は聞いております。

皆さんが、こういった「集団的自衛権」どうのこうの言っていますが、自分の国は自分で守るという時代に来ているんですね。今までとは違うんです、世界の情勢が。アメリカに守ってもらえるんですか。アメリカの力が少し弱くなって、そしてさまざまな事情が変わってきている。自分の国民を守ることが、どうして悪いことなんですか。一体このいろいろな今出ていますけれども、懸念と不安ということですからけれども、誰も戦争なんかしたくありません。戦争のない国は、この日本国誰一人望むところであります。しかし、そうはならない。じゃあ、どうやって自分たちの国がいざというときに守れるのかということ考えたときに、こういったことも閣議決定されたと思うんですね。国を守ること、戦争ができる国になるなんて、とんでもない話です。戦争を防ぐためにこういったことを考えていくべきもので、国民一人一人が誰に守ってもらえるんですか。

今お話したように、国のそういった足かせ、手かせになっている憲法を改正することができなければ、国民を守る手段は何もないんです。一体この法律を撤回して喜ぶのは、どこの国ですか。誰でしょうか。私たちはしっかりとこれを、いいとか悪いじゃなくて国民一人一人が受けとめて、そして正しく理解し、これから子供たちや孫たちの国が平和になるように

考えなければなりません。自分たちが何もしないで、一生懸命言葉で言ったって、それが通らない国がたくさん出てくるということです。今尖閣でどういうことがあるのか。あるいは、小笠原列島で何が起きているのか。沖縄周辺で何が起きているのか。東アジア諸国で何が起きているのか。皆さん、毎日新聞読んでわかっているはずですよ。自分の国だけというわけにいかないんですね。まず、戦争ができる国ではありません。守る国です。そういったことをしっかり踏まえて、こういった物事をご一緒に考えてまいりたいというふうに思います。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 阿部委員今言われましたけれども、閣議決定の全文読んだのですか。閣議決定の全文、読んでいます。だとすると、尖閣だとか北朝鮮だとか、そういうことでないんですよ、閣議決定された中身は。閣議決定は違うんですよ。だから、全然的を外れた審議をしているんですね。紛争はあります。それは、紛争はじゃあ阿部さんは戦争で武力をもってたたけばいいと、解決すると思うんですか。極端というか、だってそういうことでしょう。じゃあ、やっぱり話し合いでしょう、それは。北朝鮮の場合は、六カ国協議ということでやるということ、それはアメリカもそうですよ。

だから、今ここで言われているのは、憲法を多分私より年輩だから全部読んでいると思うけれども、日本国の政府はこれで国が動くんですよ。この閣議決定というのはまさにこの99条で、99条読みますよ。「天皇は、執政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を遵守し、擁護する義務を負う」んですよ。ところが、これをもし改正する場合どうするかというと、98条で国会で決めて、そして国民に国会の中の3分の2で改正することがあればそれを手続取らなきゃないんですよ。そういうことを憲法を全く無視して、先ほど小野議員が言ったように19人の閣議だけで閣議決定として決めちゃって、そして憲法改正するという、こういう乱暴なやり方はないと。まさに憲法そのものを踏みにじって、ある部署だけでやると。このことを今回の請願では、「それは立憲主義に反していることではないか。憲法を全く無視してやっていることじゃないか」と。これを、やっぱりやめるべきだという立場での請願ですから、その辺のところちょっと違う考えで述べているんで。

じゃあ、どうして解決するのか。逆に聞きたいんですが、そういう北朝鮮、拉致被害者、いろいろどうやって解決するんですか。かえって聞きたいんですが。

○伊勢委員長 阿部委員。



○阿部委員 曾我委員さん、それは非常に飛躍した質問ですので、私個人的に話したところで、これどうにもなりません。ただ、この日本国がつくったこの憲法というのは、どういった経緯でできた憲法ですか。

○伊勢委員長 できるだけ請願の要旨と趣旨に沿って質疑を展開してください。  
手を挙げてください。佐藤委員。

○佐藤委員 今回、こういう請願が「集団的自衛権行使容認閣議決定撤回と、法案の立法措置を行わないこと」というふうに出されております。これは、はっきり言って今国が閣議決定した手続をして、そしてこれから国会論戦もしてきたし、これからさらなるいろいろな安全保障法とかいろいろ出てくるんだと思ひまして、これはある意味では国の重要な問題であり、私から言えば議会民主主義をないがしろにしているとも思っておりますし、やっぱり国会の中できちりいろいろな説明をしてほしいし、今塩竈市議会として市民にこの問題についていろいろな意見が来たわけでもないし、さらに今選挙の中でそこら辺も含めて今後の国会の論戦を、あるいはまた安倍総理のいろいろな説明責任というのが出てくると思ひますので、これを今ここで即全国で何ぼ、224団体出したといっても、私は今今回の12月議会でこれを即するかしないかという論戦ではなく、もう少し議論をおのおの憲法を含めて、一つのテーマとしてこれを考えていくということは大事だと思ひている。今ここで議決を取るとか、あるいはまた委員会で賛成提案するという段階でなくもっと熟知して、少しずつやっぱりこの安全保障の問題を考えていかなきゃいけないなというふうに思ひています。

余り言うともあれですけども、そういう形で僕はこれは継続の形で、もう少し時間を置いてやったほうがいいと思ひます。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この問題は、家族で話し合っても意見が分かれるところであって、ちょっとこれ論議には本当に時間が必要なものだなというふうに思ひています。現在、国政選挙が行われておりまして、消費税やいろいろあるわけですけども、これもいわゆる評価の対象にはなっていると私は思ひているので、やはり今論議するのもいいんですが、国政選挙の行方を見てからでも私は遅くないというふうに思ひます。

○伊勢委員長 継続ですね、継続の方針ですね。

そのほか、ございますか。曾我委員。

○曾我委員 選挙とか何とかじゃなくて、これ問われているのは本当の憲法で、憲法の改正をす

る場合には3分の2以上の賛成を国会でやられて、そして憲法の改正を議論していくわけですよ。それをやらないで、選挙の終わった後はこの問題はもうそれで決着するという問題ではないと、そもそも。だから、こういった無視をしたやり方に対して「これはだめだ」ということを地方から上げるということは、今本当に大事なときだというふうに私は考えているので、この請願は継続ではなくて即採決していくべきだというふうに私は考えていますが。そのことだけ述べておきます。

○伊勢委員長 どうぞ。

○鎌田委員 私は選挙で決まるということではなくて、安倍政権の今までの活動といますかあれが評価されるのであって、それを見てからでも遅くはないのではないのでしょうかということで、継続審議にしたかどうかという話をさせていただきました。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 選挙での問題も、10分の1か20分の1かわかりません。ただ私は、塩竈市民として市議会としてこれを出せるまでの熟知、議論も何もされない議会で、今この5分、10分でこれをどうするというのは、これはある意味では議会民主主義そのものを否定するものじゃないのでしょうか。以上です。

○伊勢委員長 継続審議でしょうか。

あと、意見ございませんか。

じゃあ、そのほかご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩をいたします。

午後0時41分 休憩

---

午後0時43分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りをいたします。

請願第4号を閉会中の継続審査とすることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手多数であります。よって、請願第4号は閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本委員会を閉会をいたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後0時45分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 伊 勢 由 典